

# 有期雇用社員の不合理な格差是正を求める裁判 「労働契約法 20 条訴訟」をたたかう特別決議

千葉、東京、愛知の仲間が5月8日に提訴し、まもなく大阪、兵庫、広島の間がつづきます。計12名の原告に東西で弁護団が形成され、郵政産業労働者ユニオンが全体の総力を挙げて取り組むたたかいが始まりました。経営による不当な扱いを受けての訴訟はこれまでも重ねてきました。しかしこのたびは法律を活用しての攻めの訴訟です。

請求の主旨であり本訴訟の特徴でもある点が2つあります。

第一は、過去2年間にわたる各種手当を中心に賃金請求をしていることです。経営はこれまで一貫して採用時に試験があるか否かの違い、そして将来の異動や昇進の可能性があるか否かの違いを期間雇用社員と正社員の処遇格差の理由としてきました。しかし、違いがあるとしてもそれが処遇すべてにわたって適用され総じて圧倒的な差となっていることが法律のいう「合理的な相違」とは到底いえないはずで

第二に、重要なのはこうした過去の分の請求にとどまらず今後、就業規則等について正社員と同等の適用を受ける地位にあることを求めていることです。半年の契約でもそれを何度もくり返し、実態としては雇用期間の定めが無い状態で、同一の業務に従事し、業務の内容にともなう責任も同じ期間雇用社員について、将来にわたり休暇や賃金などの労働条件のうち絞った内容について正社員と同等の待遇を受けるべき地位にあることを確認することを求めています。まさに郵政期間雇用社員の未来を切りひらく訴訟です。

民営化の声が出始め、非正規雇用が拡大するにつれて正社員の待遇も悪化しました。そしていまや低待遇正社員である（新）一般職の導入をまのあたりにしています。「正社員があたりまえの職場を！」これが私たちの結成以来のスローガンです。ひき続き希望する者全員の正社員化を求めつつ、「処遇を同等にせよ」の本訴訟の要求でたたかい、非正規－正規の垣根を取り払って私たちの目標を実現しましょう。すべての職場で具体的な処遇格差の点検摘発をすすめ、全体でつながりましょう。

郵政経営の基本を問いただすだけでなく、死ぬまで働くか生涯非正規という労働実態へと暴走する政府・総資本に対する総労働のたたかいです。原告を包みこみ、一人ひとりが財政を支え、郵政産業ユニオンの圧倒的な組織拡大で勝利をもぎとりましょう！

2014年6月28日  
郵政産業労働者ユニオン 第3回定期全国大会